

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 36(オ)43	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去、土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 36 年 7 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 35 年 10 月 29 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 15 卷 7 号 1777 頁		

判示事項	一時使用のための借地権の事例。
裁判要旨	土地所有者が仮設建築物を所有して土地を不法占有する者を相手方として土地明渡の調停を申立てたところ、その建物の居住者が利害関係人として期日に出頭し、なお居住者が多数あることが判明したので、事態の解決を計るため、調停外において右居住者中の有力者一名と期間を一〇年とする土地賃貸借契約を結び、一〇年後には必ず返地することを確約したときは、たとい契約に際し権利金を授受し、その後賃料を増額したことがあつても、借地法第九条にいう一時使用のため借地権を設定したこと明らかな場合に該当する。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人弁護士高橋方雄の上告理由第一、第二について。</p> <p><u>原判決認定のような事実関係の下において本件賃貸借は借地法九条にいわゆる臨時設備其の他一時使用のため借地権を設定したること明なる場合に該当するものとした原審の判断は、当裁判所もこれを正当として是認する。そして右のような場合、所論のような権利金の授受があり、且つ、賃料の増額があつたとしても、右判断に消長がないものと解すべきである。所論判例は本件に適切ではない。所論る述するところは、ひつきよう叙上に反する独自の所見に外ならないものであつて、採るを得ない。</u></p> <p>同第三について。</p> <p>所論はすべて、原審の専権に属する証拠の取捨選択、事実認定への非難でしかなく、上告適法の理由として採用の限りではない。</p> <p>よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 入江俊郎 裁判官 高木常七)</p>